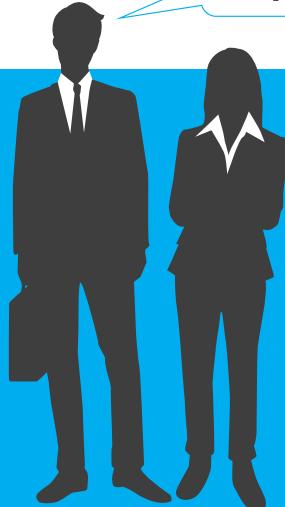




公認 不動産コンサルティングマスター

“不動産コンサルティングのプロ中のプロ!”の資格取得を目指す!



国土交通大臣 登録証明事業

不動産コンサルティング 技能試験

消費者の方々に、不動産売買・賃貸借、土地建物の有効活用や投資、相続対策等々あらゆる問題を消費者の立場に立ってアドバイス出来るプロ中のプロ、それが「公認 不動産コンサルティングマスター」です。
ぜひこの試験にチャレンジし、
ひとつ上のレベルのコンサルティング能力を身につけてください。

平成26年度「不動産コンサルティング技能試験」実施概要

本年度よりwebでの申込みだけとなります。 <http://www.kindaika.jp>

申込受付期間 平成26年8月1日(金)～9月10日(水)

試験日 平成26年11月9日(日) 受験料 30,800円(税込)

試験地 札幌、仙台、東京、横浜、静岡、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、沖縄(予定)

試験内容 ■ 抜一式試験(50問・四肢抜一式) 事業、経済、金融、税制、建築、法律の6科目

■ 記述式試験 【必修】 実務、事業、経済の3科目 【選択】 金融、税制、建築、法律の中から1科目選択
今年度より学習の手引が充実しました。
詳細は当センターウェブサイト (<http://www.kindaika.jp>) にてご確認ください。

試験合格基準 抜一式及び記述式試験の合計200点満点中、一定以上の得点

合格発表日 平成27年1月9日(金)

受験資格 次の①～③のいずれかに該当する方

- ① 宅地建物取引主任者資格登録者で現に宅地建物取引業に従事している方、又は今後従事しようとする方
- ② 不動産鑑定士で、現に不動産鑑定業に従事している方、又は今後従事しようとする方
- ③ 一级建築士で、現に建築設計業・工事監理業等に従事している方、または今後従事しようとする方

※なお、試験合格後の技能登録(「公認 不動産コンサルティングマスター」の認定)のためには、受験資格①～③についての資格登録後、その業務に関する5年以上の実務経験を有すること等の要件が必要です。①～③の業務の通算(合計)で「5年以上」とすることはできません。

その先には注目度の高い“相続対策専門士”“不動産有効活用専門士”への道も。

「公認 不動産コンサルティングマスター」を目指そう。



不動産コンサルティングマスター

厳しい基準をクリアしたプロフェッショナルの証です。

不動産コンサルティング技能試験を受験できるのは、国家資格である宅地建物取引主任者、不動産鑑定士、一級建築士の方です。年に1回の試験では、事業、実務、法律、税制、建築、経済、金融まで、幅広い知識が問われます。また、試験に合格し、5年の実務経験要件を満たした方が「公認 不動産コンサルティングマスター」になることができます。

「公認 不動産コンサルティングマスター」となった後は、研修など日々研鑽を積むことにより「公認 不動産コンサルティングマスター」認定を5年ごとに更新していただきます。

「公認 不動産コンサルティングマスター」と認定された方は、下記の資格を有することとなります。

- (1)「不動産特定共同事業法」における「業務管理者」となる資格
（「宅地建物取引主任者」の資格を有していることが必要です。）
- (2)「不動産投資顧問業登録規程」における「登録申請者」及び「重要な使用人」の知識についての審査基準を満たす資格
- (3)「金融商品取引法」における「不動産関連特定投資運用業」を行う場合の人的要件を満たす資格



シルバーカード
(初回認定、更新1回目の方)



ゴールドカード
(更新2回目以降の方)

不動産流通近代化センターは、公認 不動産コンサルティングマスター認定後も継続学習により、知識だけでなく実践力を身につけられる場を提供します！

マスターだけの 特別サービス

公認 不動産コンサルティングマスター認定後も、専門的知識のレベルアップや実戦力を磨いていただくための様々な講座を優待料金で受講いただけます。また、人気の高い講座については、そのダイジェスト版の動画を無料配信しています。

マスターを対象とした専門士制度

社会的ニーズの高い2つの分野について専門士制度を設け、受講されて修了試験に合格されたマスターの方を「専門士」として認定しています。

相続対策専門士

不動産有効活用専門士

実際の不動産事例をカリキュラムに取り入れ、プレゼンテーションやグループディスカッションを中心に個別案件に対応できる力を養います。認定後も最新の知識を常に学び続けることができる資格です。

[受験資格]
宅地建物取引主任者
不動産鑑定士
一級建築士

不動産
コンサルティング
技能試験

合格

受験時の資格での
実務経験5年以上

登録

公認 不動産
コンサルティング
マスター

「相続対策専門士」
「不動産有効活用専門士」
認定制度

更新(5年毎)

受験案内・申込の詳細は

<http://www.kindaika.jp/>

まず上記のアドレスへアクセスしてください。

公益財団法人 不動産流通近代化センター

TEL : 03-5843-2079 電話受付時間／平日9:30~17:00